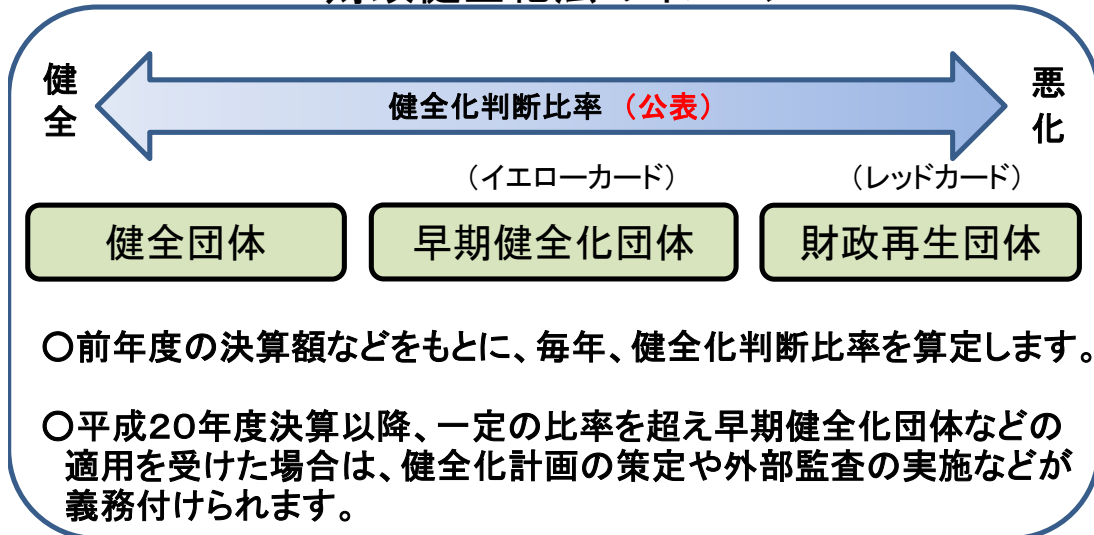


令和5年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率

■財政健全化法による比率の公表

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が、平成21年4月に全面施行されました。この法律では、地方公共団体の財政の健全度を示す4つの比率(健全化判断比率)と水道事業などの公営企業の経営状況を判断するための比率(資金不足比率)が定められ、この比率を議会に報告し、市民のみなさんに公表することとされています。

財政健全化法のイメージ



■算定結果

令和5年度決算見込額などをもとに、健全化判断比率と資金不足比率を算定した結果、下表のとおり全ての比率において早期健全化基準を下回りました。

(単位: %)

区 分		守口市の比率		早期健全化基準(上段)
		令和5年度	令和4年度	財政再生基準(下段)
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	11.66 20.00
	連結実質赤字比率	—	—	16.66 30.00
	実質公債費比率	5.5	6.0	25.0 35.0
	将来負担比率	2.5	15.9	350.0

※実質赤字額、連結実質赤字額が発生していないため、比率は「—」と表示しています。

※将来負担比率の財政再生基準はありません。

(単位: %)

区 分		守口市の比率		経営健全化基準
		令和5年度	令和4年度	
資金不足比率	水道事業	—	—	20.0
	下水道事業	—	—	

※資金不足額が発生していないため、比率は「—」と表示しています。

○実質赤字比率

一般会計等の実質収支が9億3,598万円の黒字となり、実質赤字額がないため、「該当なし」となります。

○連結実質赤字比率

全会計を連結した実質収支等が91億2,325万円の黒字となり、連結実質赤字額がないため、「該当なし」となります。

○実質公債費比率

令和3年度から令和5年度までの3か年の平均値である実質公債費比率は、減債基金を財源として実施した市債の繰上償還により、元利償還金が減少したことなどから、0.5ポイント改善し、5.5%となりました。

○将来負担比率

減債基金を財源として実施した市債の繰上償還により地方債現在高が減少し、また、余剰金を財源とした財政調整基金等への積立(20億円)や大規模な学校建設事業の実施に備えた学校教育施設整備基金に積立(約12億円)を行い、充当可能基金が増加したことなどから、13.4ポイント改善し、2.5%となりました。

○資金不足比率

水道事業会計、下水道事業会計ともに、資金不足額が生じなかったため、「該当なし」となりました。

用語解説

実 質 赤 字 比 率	福祉、教育、まちづくりなどの行政サービスを行う地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」に生じた赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。
連結実質赤字比率	一般会計に特別会計である国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業、地方公営企業会計である水道事業及び下水道事業を加えた地方公共団体の全会計を連結した際に生じた赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。
実 質 公 債 費 比 率	一般会計の地方債・一時借入金の前償還(元利償還金)や、一般会計から公営企業に対する繰出金のうち下水道事業債などの公債費に当たるもの(準元利償還金)などを含めた、地方公共団体の借入金(市債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。当該年度を含めた3箇年の平均値。
将 来 負 担 比 率	地方公共団体の借入金(市債)、退職手当負担見込額など、現在から将来にわたって抱えることとなる負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。
資 金 不 足 比 率	各公営企業の事業の規模に対する資金の不足額の割合で表したものの。

※標準財政規模: その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる地方税、地方譲与税、地方交付税等の一般財源の規模を示す指標。本市の令和5年度標準財政規模は約336億円